

東京都食品安全情報評価委員会の課題選定について（案）

1 食品安全情報レポート（案）の作成と取り扱いの決定（別添図参照）

- (1) 事務局で収集した情報及び委員から提供を受けた情報を整理し、「事前送付資料」として委員に送付する。
- (2) 委員は、事前送付資料にある個々の情報について、食品安全情報レポート（案）（以下「レポート案」）に掲載するか否かを“判定基準1”（別紙1）に基づき判定し、その理由とともに事務局に回答
- (3) レポート案に掲載すると判定した情報については、評価委員会での取り扱い（別紙2）についても意見を表明することができるものとする。
- (4) 事務局は、委員の回答を元にレポート案を作成し、委員からの意見とともに会長に送付する。
- (5) 会長は、“判定基準2”（別紙3）及び委員からの意見に基づき、レポート案掲載情報の評価委員会での取り扱い案を作成する。
- (6) 評価委員会において、会長案に基づき検討を行い、最終的なレポート案掲載情報の取り扱いを決定する。

2 事前送付資料の判定様式

別紙4のとおり

別紙 1

レポート案掲載情報選定のための判定基準 1

事前送付資料の情報について、委員は、次の視点のいずれかに当てはまるか否かを判定して回答する。

① 健康被害の未然防止の視点

現在、健康被害が生じていないが、外国等での健康被害の発生や汚染実態などから、将来、都民の健康被害が発生するおそれのあるもの

(外国等で注意喚起が出されたものなど。外国等で健康被害の発生や汚染実態があるが、その地域独特のもので、都民の食生活に関連しないものは除く。)

② 危害の拡大防止の視点

現在、健康被害の端緒が見られているものの顕在化しておらず、迅速かつ確な対応を図ることにより、被害が最小限にとどめることができる可能性があるもの

(法的に対応ができていて、今後広がる可能性がないと考えられるものは除く。)

③ 都民の不安解消の視点

①、②以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民に不安を及ぼすおそれのあるもの

別紙 2

レポート案掲載情報の取り扱い

レポート案に掲載した情報は、評価委員会において以下の取り扱いのうちからいずれかを決定する。

- A 評価委員会で分析・検討し提言又は報告を行う（専門委員会に付託する場合を含む）。
- B 重要な課題であるが、情報不足のため判断ができないため、委託調査や実態調査等を実施し、新たな情報を収集したうえであらためて取り扱いを検討する。
- C そのまま又は一部修正したうえで、インターネット等により情報提供する。
- D レポートには非掲載とする。

別紙 3

取り扱い方法決定のための判定基準 2

次の判断基準に基づき、decision tree(下図)のとおり取り扱い方法を決定する。

- ① 評価委員会による検討が課題の解決に貢献するか。
 - ・とりうるリスクマネジメント方法があるか。
 - ・都や国においてリスクマネジメントが行われているか。
- ② 詳細に検討するための情報の追加が必要か。
 - ・都健康安全研究センターや委託調査、文献調査によって必要な情報が収集できるか。
 - ・国が基準等を定めない限り対応がとれないようなものか、毒性試験等を行わない限りその情報が得られないものか。
- ③ 情報の客観性が疑われるため、不安解消が期待できないのでは。

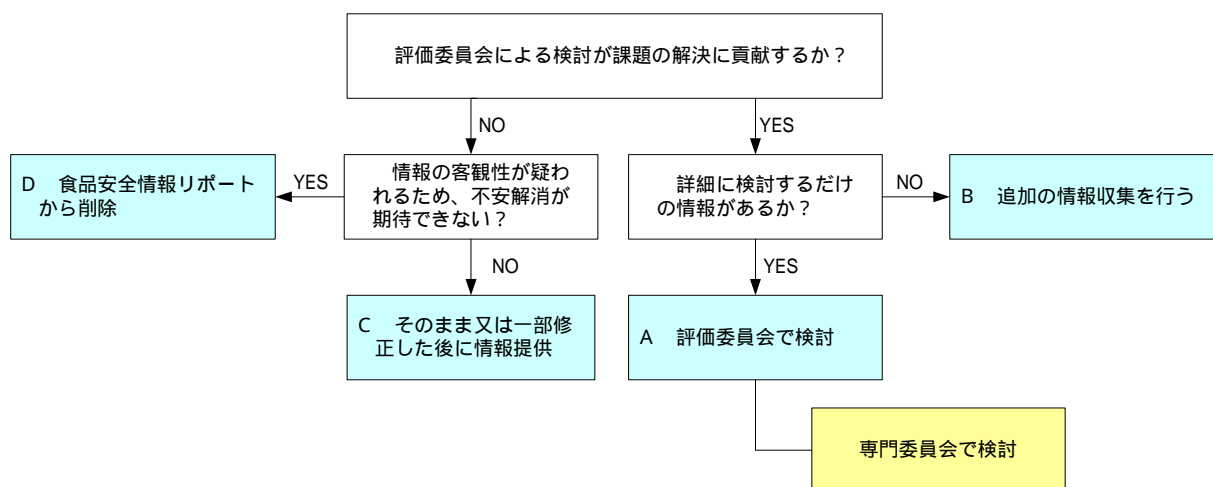


図 取り扱い決定のための decision tree

別紙 4

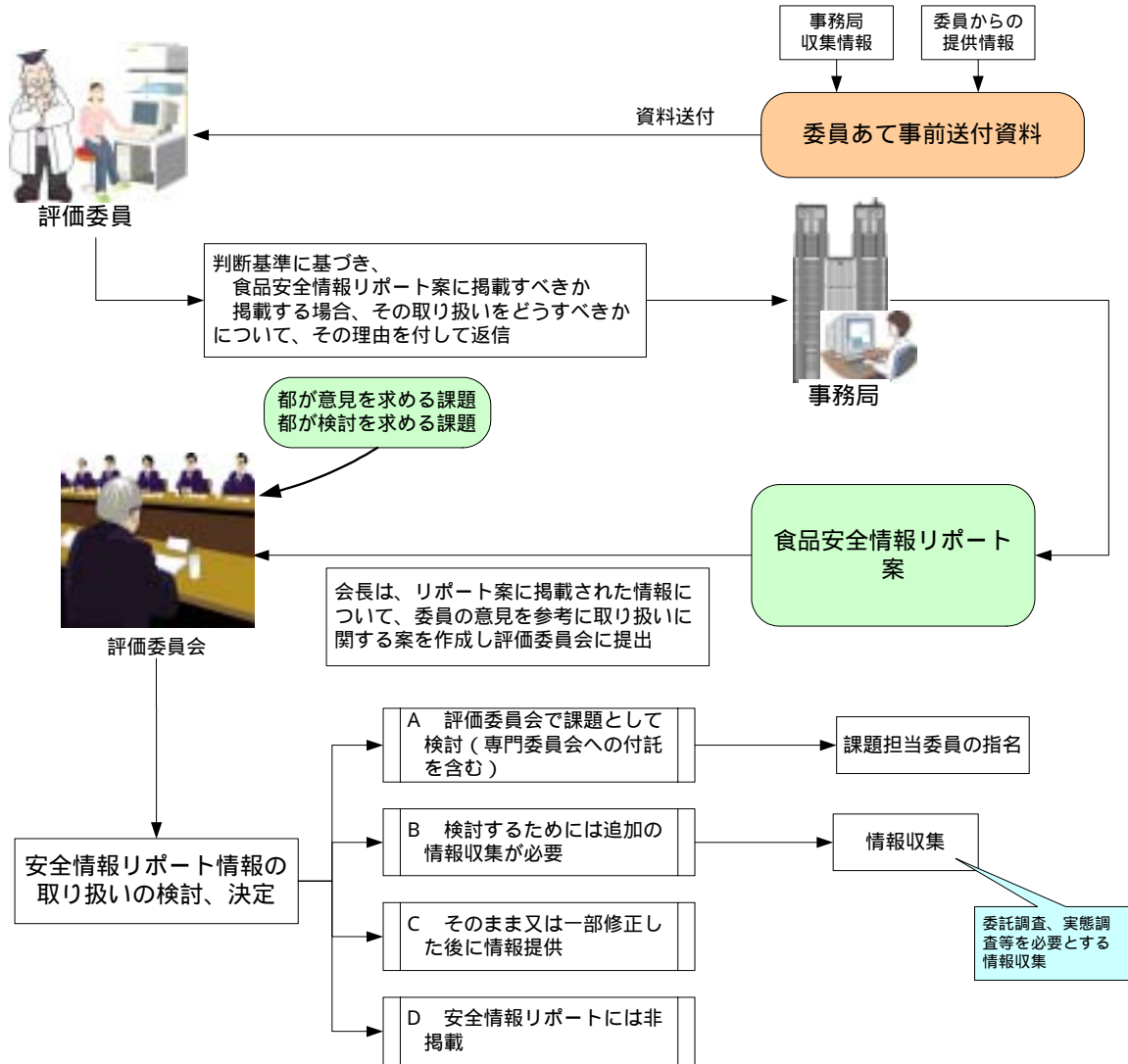
事前送付資料回答様式

情報	判定基準 1			レポート案への掲載理由	評価委員会における取扱い	取り扱いについての意見
	①	②	③			
情報 1						
情報 2						
情報 3						
情報 4						
情報 5						
情報 6						
情報 7						
情報 8						
情報 9						
情報 10						

※ 判定基準 1 は、該当する欄に○を記載する。該当しない場合やわからない場合は空欄にしてください。

※ 取扱いについて、特に意見がない場合は空欄にしてください。

食品安全情報評価委員会における課題選定の方法



判定基準 1

健康被害の未然防止の視点
現在、健康被害が生じていないが、外国等での健康被害の発生や汚染実態などから、将来、都民の健康被害が発生するおそれのあるもの

危害の拡大防止の視点
現在、健康被害の端緒が見られているものの顕在化しておらず、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害が最小限にとどめることができる可能性があるもの

都民の不安解消の視点
①、②以外であっても、リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないため、都民に不安を及ぼすおそれのあるもの

判定基準 2

- ① 評価委員会による検討が課題の解決に貢献するか。
- ② 詳細に検討するための情報の追加が必要か。
- ③ 情報の客観性が疑われるため、不安解消が期待できないのでは。